

# 久留米市における地域生活支援拠点等整備の今後の方向性について

## 1 久留米市における地域生活支援拠点等整備

### (1)【厚生労働省】

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つを柱としています。

拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

⇒障害者等の地域での生活を支援する。

### (2)【久留米市】⇒平常時において支援体制の充実を図る

\*令和元年度に2回実施した計画推進部会の意見を参考にとりまとめ

**緊急事態に対応する相談支援体制を構築することで、障害者が地域で安心して暮らし続けるためのネットワークを整備する。**

**ポイント1 個々の障害者について緊急事態に備えた支援方法をあらかじめ構築し、緊急事態が発生した際に迅速な対応がとれるようにする。**

**ポイント2 指定相談支援事業所や障害者基幹相談支援センターを中心に、個々の障害者に対する支援体制を構築する。**

**ポイント3 障害者が地域で安心して暮らし続けるためのネットワークを整備することにより、障害者が施設や親元から一人暮らし等へ生活の場を移行しやすい環境を整備する。**

※ 緊急事態とは、障害者とその障害にかかる状態が急に变化する場合や、介護者の急病等により介護が受けられなくなる場合をいう。

※ 相談支援体制とは、指定相談支援事業所や障害者基幹相談支援センターを中心とした、個々の障害者が安心して地域生活を送ることができるようするための支援体制をいう。

## 2 緊急事態に対応する相談支援体制の構築プロセス

令和元年度に実施した計画推進部会での意見を踏まえ、令和3年度に実施する拠点整備の実施については、緊急事態および対象者を以下のとおりとし、令和4年度以降、対象範囲を徐々に拡げていくものとする。

### (1) 想定する緊急事態

あらかじめ支援方法を構築しておく緊急事態は、「**障害者とその障害にかかる状態が急に変化する場合や、介護者の急病等により介護が受けられなくなる場合**」とする。

- ① 病院に入院するような事態や警察に保護されるような事態は想定の対象外。
- ② 短期入所等への受入れは、当日の夜間に緊急事態が発生し、即座に受入れを開始する場合について、一旦想定の対象外とする。
- ③ 自然災害も一旦想定の対象外（地震など）

### (2) 対象者

令和2年度末から令和3年度については、まずは下記の障害者を対象とする。

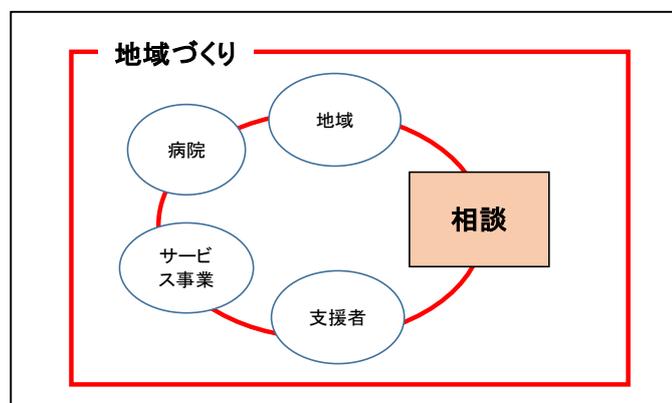
(①、②をいずれも満たす障害者を対象)

- ① 上記(1)の緊急事態が生じた場合、一人で生活することが困難な障害者。
- ② 相談支援事業所又は基幹相談支援センターが支援している障害者。

\*最終的には一人で生活することが困難な全ての在宅障害者について、緊急事態に対応した支援体制を構築することを目標とする。

### (3) 支援方法の検討

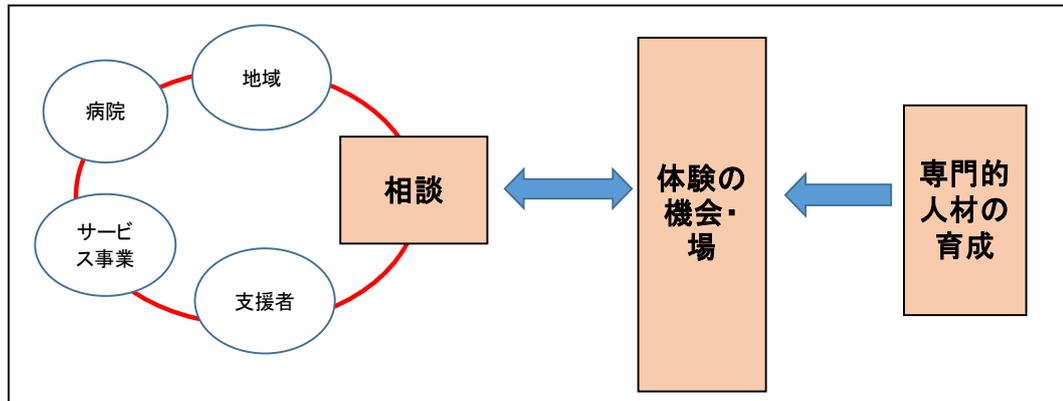
障害者地域生活支援協議会において市全体の地域づくりについて検討するとともに、個々の障害者に対し、相談支援事業所、サービス事業所及び地域住民等による支援体制を構築し、緊急時対応を見据えた支援方法を検討する。



相談支援事業所	地域体制強化共同支援加算	1回 20,000円 (月1回が限度)
---------	--------------	---------------------

#### (4) 体験の機会

個々の障害者について、必要に応じて体験の機会を設定し、緊急時対応のための事前準備を行う。その際、受け入れ体制づくりの一環として、専門的人材の育成に取り組む。

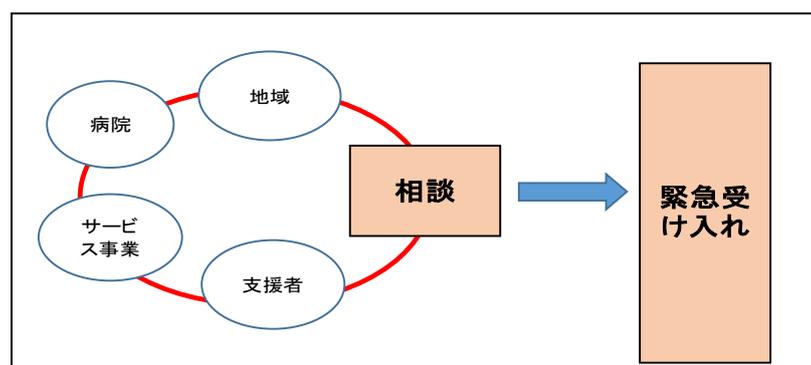


短期入所事業所	基本報酬 1日につき 4,970円～9,020円
又は	
グループホーム	基本報酬（体験利用） 1日につき 2,740円～6,960円
又は	
相談支援事業所	宿泊体験加算 1日につき 3,500円（15日以内）
	宿泊体験加算（夜間・深夜の見守りを行った場合） 1日につき 7,500円（15日以内）

《必要に応じて上記（3）と（4）を繰り返し、緊急事態に備える。》

#### (5) 緊急時の受け入れ・対応

実際に緊急事態が発生した場合は、事前に準備した方法により緊急時受け入れを行う。



相談支援事業所	地域生活支援拠点等相談強化加算 1回 7,000円（月4回が限度）
短期入所事業所	基本報酬 1日につき 4,970円～9,020円
	緊急短期入所受入加算 1日につき 1,800円（原則として7日以内）

### 3 このほかの拠点機能

#### (1) <相談>新たなニーズの発掘（既存事業）

障害者基幹相談支援センターにおいて、サービスとつながっていないなど支援者がいない障害者のニーズを発掘し、必要な支援体制を構築する。

#### (2) <体験の機会>施設や親元から一人暮らしへの移行支援（既存事業）

地域移行支援事業所及び地域定着支援事業所を中心に、施設、病院又は親元から地域で自立した生活を営むことができるよう、一人暮らしや就労に向けた支援を行う。

#### (3) <専門的人材の確保>強度行動障害に対応できる人材育成研修（既存事業）

障害者基幹相談支援センターにおいて強度行動障害に関する研修を実施し、支援ができる人材及び事業所を増やす。

#### (4) <緊急時受入れ>重症心身障害児者に対する支援（既存事業）

重症心身障害児者に対する短期入所や訪問看護によるレスパイト事業を活用し、重症心身障害児者の緊急時対応を行う。

#### (5) <専門的人材の確保>重症心身障害児者に対する支援（既存事業）

久留米市介護福祉サービス事業者協議会において重症心身障害児者に関する研修を実施し、人材の育成を行う。

#### (6) <地域づくり>障害者地域生活支援協議会の運営（既存事業）

障害者地域生活支援協議会の各部会（施策推進部会および各分科会、計画推進部会、地域包括ケアシステム検討部会）において、地域における障害者等への支援体制や活用について検討する。

※ 既存事業については、必要に応じて拡充等を検討する。

### 4 令和3年度久留米市地域生活拠点整備の今後のスケジュール

#### (1) 相談支援事業所への説明

上記の方向性を市の指定相談支援事業所で構成する、地域生活支援協議会 施策推進部会 相談分科会にて説明し、ほぼ全ての相談支援事業所より、賛同する旨の回答を得ている。

#### (2) 今後の予定

- ～12月 ・体験の機会の場合（慣らし）の候補先として短期入所事業所等へ意向調査を行い、リストアップ
- ・相談分科会にて9月実施意向調査の結果報告
- ～3月 ・相談分科会にて、運営規程の変更依頼など事務手続きの説明
- ・計画推進部会において、結果報告